

経過報告

●受益者負担適正化指針に基づく使用料・手数料の見直しについて

使用料及び手数料については、指針の中で、3年ごとに見直しを行うこととしているものであり、本来であれば改定時期は平成31年4月であるが、下記のとおり平成31年10月実施に向けて改定作業を進めていくもの。

1. スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 佐世保市行財政改革推進会議 | 平成31年2月15日(金) |
| (2) 条例改正 | 平成31年6月議会提案 |
| (3) 料金改定 | 平成31年10月実施 |

2. 上記スケジュールを定める理由

○平成31年10月から消費税率が改定されるため、平成31年4月に改定を行うこととした場合、平成31年10月の消費税率改定で再度見直しとなるため。

3. その他

○平成31年6月議会で条例改正議案を提案することにより、平成31年10月からの料金改定に向けた市民への周知期間を確保することとしているもの。

※前回(平成28年4月の料金改定時)については、平成27年12月議会で提案しており、市民への周知期間は前回改定時と同等の期間が確保できると考えられる。

受益者負担見直しに伴う影響想定額(決算ベース比較)

(千円)

No.	項目	H29決算		H31見直し想定額 (H29決算比較)	影響原因
		金額	件数		
1	させぼ市民活動交流プラザ	748	1,502	72	経過措置(1/2)解除 64 消費税改定 8
2	佐世保市男女共同参画推進センター	499	673	31	経過措置(1/2)解除 26 消費税改定 5
3	スポーツ施設【都市整備部所管】	3,093	5,595	877	経過措置(1/2)解除 833 消費税改定 44
4	サンアビリティーズ佐世保	3,466	3,372	32	消費税改定
5	佐世保市民文化ホール	3,185	1,817	29	消費税改定
6	スポーツ施設【教育委員会所管】	122,689	181,449	1,136	消費税改定
7	総合教育センター	185	1,729	24	経過措置(1/2)解除 22 消費税改定 2
8	公民館	24,393	56,158	8,378	経過措置(1/2)解除 8,004 消費税改定 374
9	吉井活性化センター	640	158	6	消費税改定
10	世知原活性化施設	10	28		影響なし
11	しかまち活性化施設	40	94		影響なし
12	吉井構造改善センター	260	430	2	消費税改定
使用料計		159,208	253,005	10,587	経過措置(1/2)解除 8,949 消費税改定 1,638

13	試験検査手数料	6,341	1,819
14	犬の飼養管理手数料	53	151
手数料計		6,394	
合計		165,602	

影響額内訳

経過措置(1/2)解除	8,949千円
消費税改定	1,638千円

平成28年度改定の際、もともと無料の施設については、経過措置として、本来料金の50%を料金とした。経過措置は3年間と適正化指針に示しているため、公民館(目的使用)や都市整備部所管のスポーツ施設などは単純に料金が2倍になる想定。

※決算額及び影響額には、利用料金制の金額も含まれています。なお、見直しによる影響額は想定であり、経過措置解除後の激変緩和措置は反映しておりません。